

## 入札・契約制度の見直しについて

### 1 主管課における契約事務範囲の見直しについて

#### (1) 現状と課題

主管課における契約事務範囲については、平成4年度に見直しを行って以来、30年以上が経過しており、その間、消費税率の引き上げや消費者物価指数の上昇、設計労務単価や最低賃金の上昇など、社会情勢は大きく変化している。こうした社会情勢の変化は、近年、現状の主管課契約の範囲を超える要因となっており、契約に経理課を介することで業者決定までに時間を要したり、事務手続きが繁雑となっている。

#### (2) 対応

区長部局等の主管課における契約事務範囲を拡大し、契約事務の効率化・迅速化を図る。

#### 【現 状】

区 分	工 事	買 入	委 託	借 上	印 刷	単価契約
区長部局等	30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下	※
教育委員会	50万円以下	50万円以下	50万円以下	40万円以下	50万円以下	50万円以下

※区長部局等における単価契約は、金額に関わらず経理課契約



#### 【改正後】

区 分	工 事	買 入	委 託	借 上	印 刷	単価契約
区長部局等	<u>50万円以下</u>	<u>50万円以下</u>	<u>50万円以下</u>	<u>40万円以下</u>	<u>50万円以下</u>	<u>50万円以下</u>
教育委員会	50万円以下	50万円以下	50万円以下	40万円以下	50万円以下	50万円以下

## 2 工事請負契約に係る前払金制度の支払限度額の見直しについて

### (1) 現状と課題

前払金は、資材購入や労働者の確保等、工事着工資金として契約金額の一定割合を前払いするものであり、円滑な工事施行のために必要不可欠なものであるが、近年、資材・人件費の高騰により、事業者の資金調達に係る負担が大きなものとなっている。

### (2) 対応

前払金の支払限度額を拡大し、調達資金不足による受注機会の損失や契約の不履行を回避するとともに、労働者や下請業者への賃金等の支払い遅延防止を図る。

#### 【現状】

契約種別	前払率	支払限度額
工事(土木、建築、設備)	契約金額の10分の4以内の額	3億円
測量、設計、地質調査委託		



#### 【改正後】

契約種別	前払率	支払限度額
工事(土木、建築、設備)	契約金額の10分の4以内の額	<u>10億円</u>
測量、設計、地質調査委託	<u>契約金額の10分の3以内の額</u>	<u>限度額無し</u>

## 3 工事請負契約に係る最低制限価格及び低入札価格の設定範囲の見直しについて

### (1) 現状と課題

ダンピング対策の強化として、国は地方自治体に対して、工事請負契約における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の活用の徹底と、算定基準の適切な見直しを要請している。本区においては、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を採用し実施しているが、価格の設定範囲は国が推奨する基準を下回っている。

- ・最低制限価格制度 : あらかじめ設定した最低制限価格未満で入札した事業者は失格とする制度
- ・低入札価格調査制度 : あらかじめ設定した調査基準価格未満で入札した事業者に対し調査を行い、適正な履行の確保が困難と判断した場合は失格とする制度

## (2) 対応

国の要請や台東区公契約条例の趣旨を踏まえ、両制度における価格の設定範囲を見直し、過度の価格競争の防止や公共工事に従事する労働者の雇用環境の安定化等を図る。

### ①最低制限価格制度

	改正後	現状
対象	・予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約 ・予定価格 300 万円以上の設計委託等	・予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約 ・予定価格 300 万円以上の設計委託等
設定範囲	<b>予定価格の 10 分の 9.2 から 7.5 の間で最低制限価格を設定（国基準）</b>	予定価格の 10 分の 8.5 から 2/3 の間で最低制限価格を設定

### ②低入札価格調査制度

	改正後	現状
対象	予定価格 300 万円以上～5,000 万円未満の工事請負契約	予定価格 300 万円以上～5,000 万円未満の工事請負契約
設定範囲	・ <b>予定価格の 10 分の 9.2 から 7.5 の間で調査基準価格を設定（国基準）</b> ・調査基準価格に 0.9 を乗じた価格未満で入札した場合は、調査せず即時失格	・ 予定価格の 10 分の 8.5 から 2/3 の間で調査基準価格を設定 ・調査基準価格に 0.9 を乗じた価格未満で入札した場合は、調査せず即時失格

なお、別途定める清掃・警備業務及びその他施設管理業務委託に係る低入札価格調査制度についても設定範囲を見直し、下限割合を引き上げる。

（現状：予定価格の 10 分の 9.5 から 2/3 の間→改正後：10 分の 9.5 から **7.5** の間）

## 4 今後の予定

いずれも、令和 7 年 4 月 1 日以後に締結する契約より適用を開始する。